

	文書分類	回 覧 処 分				
	M・5・1・8	会 長	副 会 長	事 務 局 長	係 長	係 員
月 日	保存種別					
	永 久					

# 川崎町農業委員会

## 5月総会議事録

期 日 令和3年5月10日(月)

場 所 川崎町役場庁舎

2階 入札室

令和3年5月10日開催、川崎町農業委員会総会を川崎町役場庁舎2F入札室に招集する。

1、総会事務局開会宣言 午後1時30分

2、出席委員(10人)

1番	田所 義信	2番	重藤 義光		
4番	松江 英幸			6番	山下 理江
7番	政時 修	8番	藤川 航		
10番	原口 友博	11番	中島 隆	12番	西山 一郎
13番	大内田峰夫				

3、欠席委員(3人)

3番	中村 明
5番	星野 宗広
9番	原 健治

農地利用最適化推進委員

千住 幹雄	

4、本会事務局 事務局長 林勇 会計年度任用職員 城戸 里美

5、事務局長開会あいさつ

議事日程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名 第4番 松江委員 第6番 山下委員

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積(利用権設定)の公示について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地転用許可後の転用計画状況調査について

その他

事務 局長 定刻となりました。農業委員会5月総会を始めたいと思います。時間短縮することを目的として、質問及び意見等については事務局に前もって連絡をしていただくようになっておりましたが、質疑応答については必要と考えますので、もし意見等がある場合については挙手をして発言していただくようお願いいたします。それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

議 長 (挨拶)

事務 局長 本日は13名中、10名の出席であります。定足数に達していますので、総会が成立しております。議長は会議規則4条の規定により会長をお願いするようになっておりますので会長は議事進行をお願いいたします。

議 長 それでは議題に入る前に議事録署名人を指名させていただいてもよろしいですか。

農業 委員 はい。

議 長 それでは4番松江委員と6番山下委員よろしくをお願いいたします。

議 長 議案に入ります。議案第1号と報告第1号・番号1は関連していますので、報告第1号・番号1を先に始めます。  
ご異議ございませんか。  
無いようですので、農地法第18条第6項の規定による通知書（合意解約）番号1について、事務局説明をお願いいたします。

事 務 局 12ページをお願いいたします。朗読いたします。農地法第18条第6項の規定による通知書（合意解約）番号1、賃貸人住所、広島市[ ]氏名、[ ]賃借人住所、川崎町大字安真木[ ]番地、氏名、[ ]、土地の所在、大字安真木字[ ]番、地目田、地籍1，542㎡、契約期間、平成29年5月20日から令和9年5月19日10年間、権利の種類、農業経営基盤促進法による賃借権。申請理由、贈与のため。賃貸人[ ]広島県に住んでおり、今後も農業をし

ないため利用権を解除し、当地を贈与するという事です。2ページに位置図、3ページに航空写真を添付していますので場所等の確認をお願いします。以上です。

議長

ただ今の事務局の説明が終わりました。

質疑のある方は挙手願います。

無いようですので、報告第1号・番号1を終わります。

続きまして、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局

1ページをお開き下さい。議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について番号1、朗読します。

譲受人住所、川崎町大字安真木■■■■■、氏名、■■■■■、年齢、67、家族構成人員3、農主1、農従1、耕作面積自作地、7,821、小作地14,948、計22,769、農機具の状況、一式、譲渡人住所、広島市■■■■■氏名、■■■■■年齢、72、家族構成人員1、農主0、農従0、耕作面積、自作地、2,988、小作地0、計2,988、農機具の状況、なし、土地の所在、大字安真木字■■■■■、地目、田、地籍1,542㎡、通作時間、住居地から車で3分、申請理由、贈与です。

議長

ただ今、事務局の説明が終わりましたが、現地確認をした■■■■■委員は補足説明をお願いします。

■■■■■委員

5月6日に現地確認しました。贈与ということです。場所は交流センターの下に位置します。贈与後も水稻をしていくということであり、問題ないと思います。

議長

只今の事務局の説明及び推進委員の補足説明について質疑及び意見のある方は挙手願います。

(なし)

無いようですので、お諮りいたします

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

賛成多数ですので議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり承認とします。

議長

続きまして、議案第2号と報告第1号・番号2から番号5は関連していますので、報告第1号・番号2から番号5を先に始めます。ご異議ございませんか。

無いようですので、農地法第18条第6項の規定による通知書(合意解約)について、番号2から番号5を一括して、事務局

事務局

説明をお願いします。

13ページをお開き下さい。報告第1号番号2、賃貸人住所、川崎町大字安真木[REDACTED]、氏名[REDACTED]、賃借人住所、川崎町大字安真木[REDACTED]、氏名[REDACTED]、土地の所在、大字安真木字[REDACTED]地番[REDACTED]番、地目田、地籍、1230㎡、契約期間、平成28年5月20日から令和8年5月19日、権利の種類、農業経営基盤促進法による賃借権、申請理由、契約者変更のため。14ページに位置図15ページに航空写真を添付しています。

次に、16ページをお開き下さい。報告第1号番号3、賃貸人住所、田川市[REDACTED]、氏名、[REDACTED]、賃借人住所、川崎町大字川崎[REDACTED]、氏名[REDACTED]、土地の所在、大字川崎字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、田、地籍、1620㎡他1筆、合計面積、1668㎡、契約期間、令和2年5月20日から令和4年5月19日、権利の種類、農業経営基盤促進法による賃借権、申請理由、契約者変更のため。17ページに位置図18ページに航空写真を添付しています。

次に、19ページをお開き下さい。報告第1号番号4、賃貸人住所、直方市[REDACTED]、氏名、[REDACTED]、賃借人住所、川崎町大字川崎[REDACTED]、氏名、[REDACTED]、土地の所在、大字川崎[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、田、地籍、949㎡、契約期間、昭和55年10月1日、権利の種類、農地法台25条第2の規定による賃貸借権、申請理由、契約者変更のため。20ページに位置図21ページに航空写真を添付しています。

次に、22ページをお開き下さい。報告第1号番号5、賃貸人住所、川崎町大字川崎[REDACTED]、氏名、[REDACTED]、賃借人住所、川崎町大字川崎[REDACTED]、氏名、[REDACTED]、土地の所在、大字川崎[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、田、地籍、5039㎡、契約期間、昭和55年10月1日、権利の種類、農地法第25条第2の規定による賃貸借権、申請理由、契約者変更のため。23ページに位置図24ページに航空写真を添付しています。

番号2から番号5については、契約者変更により解約をするものです。以上です。

ただ今の事務局の説明が終わりました。

質疑のある方は挙手願います。

なし

無いようですので、報告第1号・番号2・番号3・番号4・番号

5を終わります。

議長

続きまして、議案第2号

農業経営基盤強化促進法に基づく、農用地利用集積(利用権設定)の公示について、事務局は説明をお願いします。

事務局

11ページをお開き下さい。

朗読いたします。新規、35件、田、100,965㎡、畑、17,327㎡、計118,292㎡、継続、23件、田96103.89㎡、畑、8,744㎡、計104,847.89㎡、借り手、31人、貸し手、56人、田、147筆、197,068.89㎡、畑、19筆、26,071㎡、合計166筆、223,139.89㎡です。承認いただければ、5月20日より広告いたします。

今、事務局の説明が終わりましたが、質疑及び意見のある方は挙手願います。

(質疑応答)

他にありませんか

ないようですので、お諮りいたします

議案第2号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

賛成多数ですので議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積(利用権設定)の公示については、原案のとおり承認とし、5月20日から6月19日まで広告します。

議長

次に、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知書(合意解約)について、番号6・事務局説明をお願いします。

事務局

次に、25ページをお開き下さい。報告第1号番号6、賃貸人住所、川崎町大字川崎■■■■■、氏名、■■■■■、賃借人住所、赤村■■■■■、氏名、■■■■■、土地の所在、大字川崎■■■■■、地番■■■■■番、地目、田、地籍、1264㎡、他1筆、合計面積、1734㎡、契約期間、平成30年11月20日から令和5年11月19日、権利の種類、農業経営基盤促進法による賃借権、申請理由、売買のため。26ページに位置図27ページに航空写真を添付しています。以上です。

議長

ただ今の事務局の説明が終わりました。

質疑のある方は挙手願います。

なし

無いようですので、報告第1号・番号6を終わります。

次に、報告第2号農地転用許可後の転用計画実施状況調査について事務局は説明をお願いします。

事務局

令和2年3月から令和3年3月までの、5条転用箇所について説明いたします。転用箇所は、11か所です。

番号4の、[ ] 令和2年8月12日に、許可が出ています。工期は令和2年10月30日まででした。33ページの写真をご覧ください。土の搬入が遅れており、令和3年8月31日までに完了させる。とのこと。

番号6の、[ ]、令和2年8月12日に、許可が出ています。工期は令和2年11月30日まででした。33ページの写真の通り未着工です。コロナの関係で資材が入らず、10月より着工し10月末に完了します。とのこと。

番号9の [ ]、令和3年1月22日に、許可が出ています。工期は令和3年3月31日まででした。38ページの写真の通り、住宅の基礎は住んでいます。令和3年8月31日までに完成します。とのこと。

番号11番 [ ]、令和3年3月31日、許可が出ています。40ページの写真は、4月28日に写したものであり。4月末で完成する。とのこと。その他7か所については、転用目的通り実施されています。以上です。

議長

ただ今、事務局の説明が終わりましたが、質疑及び意見のある方は挙手願います。

[ ] 委員

11番の件です。最近この横を通ったんですけどまだ完了していないようでした。完了は配線まで終わった状態ですか。それならまだ完了していないと思います。

事務局

現地を確認します。

議長

他にありませんか。

[ ] 委員

9番については、時々見に行っていますが、建ちあがっています。他にありませんか。

議長

無いようですので、報告第2号を終わります。

毎年、転用箇所の現地確認に行っていますが、今年は中止いたします。

その他に入ります。

何かありますか。

事務局

(農業新聞農業者年金加入推進)

(活動記録簿の提出)

議長

他にありませんか。委員のみなさん活動記録簿の提出をお願いします。ここに未提出の方に集計があります。提出をお願い

いします。

他にありませんか。

委員

5番委員は11回開催された総会に1度来ただけですが、どうなっていますか。

議長

委員ですね。1度来ただけで後は全く来ないし、連絡もない状態で、どうしたものかと私も思っています。皆さんはどう思いますか。

委員

人事規定なんかがあればと思いますが。想定していないかもしれないので、まず規定があるかどうか調べてください。

議長

事務局で一回来ないからあなたやめなさいと出来るものなのか規定がどうなっているか調べてください。

他にありませんか。

毎年6月総会は夜7時から開催しています。

開催時間について意見はありませんか。

次回総会は、6月10日(木)の午後7時から開催します。忘れないようお願いいたします。

以上をもちまして、川崎町農業委員会5月総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会 14時23分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

4番委員

6番委員

議長